

管理運営方針

本学の教育理念は「生命の尊重と個人の尊厳を基本として、保健と医療と福祉の連携・統合をめざす創造的な教育を推進し、確かな知識・技術と幅広く深い教養を身につけた人間性豊かな専門職業人を育成することによって、地域社会ならびに国際社会に貢献する。」こととしている。この理念を達成するため、教学組織と事務組織それぞれの意思決定のプロセス、権限・責任ならびに大学運営の在り方を明確にするとともに、教職員で共有することを目的として、以下のとおり管理運営方針を定める。

1. 法人組織にあつては、理事長を議長とし法人の最終的な意思決定機関である理事会が、公共性、継続性、健全性を配慮した施策運営を行い、法人の継続的な発展を図る。
2. 教学組織にあつては、学長を議長とし北海道医療大学の最終審議機関である評議会が教育・研究・社会貢献に関する諸方策を遂行し、教育理念・目的の実現にあたる。
3. 法人・大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務を円滑かつ効果的に行えるよう適切な事務組織を設け、法令遵守の下、最大の効果をあげるべく効率的な業務運営にあたる。
4. 大学の発展を支える専門的な知識・技能、高い業務遂行能力を備えた大学職員を育成するため、OJTとoffJTをバランスよく組み合わせた研修ならびに人事評価を通じて資質・能力・意欲の向上に努める。
5. 組織運営が適正に、そして確実・迅速に行われるように、学内諸規程の見直しを継続して行う。
6. 常に中長期計画の策定・更新を行う。予算編成にあたっては、中長期計画をベースとしながら財政の健全性を維持し安定した財政運営を図っていく。収入については授業料のみに偏ることなく、附属病院等の事業収入、寄付金収入等の増額等、収入源の多角化を図る。
7. 大学の諸活動について常に点検・評価を行い、その結果を広く公表することで、社会に対する説明責任を果たしていくものとする。